

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日に當
たるとき)

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政
令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
廣田吉明	鳥齒第三九二号	昭和五十五年七月一日

鳥取県告示第五百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づ
き、医療機関を次とおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

名称	所在地	指定年月日
長谷歯科医院	八頭郡智頭町智頭一八六〇番地	昭和五十五年六月十三日

鳥取県告示第五百九十一号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基
づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

鳥取県告示第五百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
北村医院分院	岩美郡岩美町浦富一七四六	昭和五十四年三月三十一日
萩野薬局	鳥取市川端二丁目二〇六	昭和五十三年十二月三十一日

一 事件

- 1 組合員二名の解雇撤回の要求に関する件
- 2 賃金諸手当改善の要求に関する件
- 3 労働時間の確立の要求に関する件
- 4 労働環境改善の要求に関する件

二 日 時

昭和五十五年七月二十三日午前九時からこの事件の解決する時まで

三 場 所

小谷医院に勤務する組合員の所属する職場（西伯郡名和町御来屋二四三番地の一）

四 形 態

ストライキを含む全体的部的な争議行為

鳥取県西部医師会 休日急患診療所	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
米子市加茂町一丁目一			昭和五十五年四月三十日

鳥取県告示第五百九十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、小谷医院労働組合組合長遠藤美伸から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百九十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

3 昭和55年7月18日 金曜日 鳥取県公報

規定に基いて、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

公 告

告

土地改良事業の名称 野町地区農道整備事業	平 事 報 ト 年 田 田	昭 和 五 十 五 年 二 月 一 日	郡 家 町
-------------------------	---------------	---------------------	-------

鳥取県告示第五百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第七十条第一項の規定による告示する。

昭和五十五年七月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

2 開催日時等

開催日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
8月28日	9時から	鳥取市東明鳥取県庁第二庁舎第23会議室	岩美郡、鳥取市及び気高郡に住所を有する者
8月29日	"	八頭郡郡家町郡家町八頭総合事務所大會議室	八頭郡に住所を有する者
4 免許番号	鳥取県知事工第五百三十九号		

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第76号。以下「一部改正法」という。）附則第3項に規定する狩猟免許に関する講習を次のとおり開催する。

昭和55年7月18日

鳥取県知事 平林鴻三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有し、昭和54年4月15日に一部改正法による改正前（の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）の規定による狩猟免許を受けていた者で狩猟免許を受けようとするもの

(第三種郵便物認可)

鳥取県公会

日曜

昭和55年7月18日

8月25日	"	倉吉市域 中部総合事務所大會議室	東伯郡及び倉吉市に住所 を有する者
8月29日	"	米子市花町 西部総合事務所講堂	西伯郡、米子市及び境港 市に住所を有する者
8月22日	"	日野郡日野町銀河 日野総合事務所大會議室	日野郡に住所を有する者

3 講習科目

(1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

(2) 鳥獣の判別

(3) 獲具の取扱い

4 講習時間

3時間とする。

5 審査

講習終了後一部改正法附則第3項の規定に基づき狩猟免許者としての適性を審査するため次の科目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

6 受講申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 銃砲刀剣類持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1

号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長

さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

7 申込期限

鳥取地方農林振興局管内 昭和55年8月18日まで

八頭 " 昭和55年8月19日まで

倉吉 " 昭和55年8月15日まで

米子 " 昭和55年8月19日まで

日野 " 昭和55年8月12日まで

8 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収

入証紙はり付け欄にはり付けること。

この場合、消却しないこと。

9 携行品

受講申込みの際に交付した受講票及びテキスト並びに筆記用具

10 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。